

「おくやみコーナー」のご案内【予約制】

利用の3日前(土日祝日を除く)までにご予約ください。

① 午前10時～ ② 午後1時30分～ ③ 午後3時30分～

TEL0285-83-8143

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時

「おくやみコーナー」設置場所
〒321-4395 真岡市荒町5191番地
真岡市役所1階101相談室(最終ページ参照)

- 「おくやみコーナー」とは、市役所内の必要な手続きについて、故人に該当する手続きについての調査や、申請書の作成等をお手伝いするワンストップサービスです。
(例)葬祭費の請求、市税の相続人代表者指定届、障がい福祉に関することなど
- 「おくやみコーナー」では手続きに必要な情報(亡くなった日、亡くなった方及び届出人等の氏名・住所・生年月日・連絡先等)を関係課と共有します。このことに同意いただけない場合はおくやみコーナーはご利用いただけません。
- 手続きの内容によっては当日完了しない場合もあります。
- 直接、担当課で手続きすることもできます。

【担当】市民生活部 市民課 窓口係「おくやみコーナー」

真岡市

おくやみ後の手続きにお持ちいただくもの

<亡くなられた方のもの>	※見当たらない場合など、お持ちいただけなくても状況にあわせてご案内いたします。
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 ※世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいるときは国民健康保険加入者全員の被保険者証 ※限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証 等
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証 ※負担割合証、負担限度額認定証 等
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
<input type="checkbox"/>	医療費受給資格証(こども、ひとり親、重度心身障害者)
<input type="checkbox"/>	その他、市役所から交付された証書類

《ご遺族のもの》	
<input type="checkbox"/>	お越しいただく方(届出人)の本人確認書類 ・ 写真付きのもの(1点) ※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など ・ 写真付きのものがない場合は、次のものから2点 ※健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳など
<input type="checkbox"/>	預貯金通帳(相続人及び喪主のもの) ※振込先の口座変更、葬祭費などの申請に必要
<input type="checkbox"/>	印鑑(認印) ※スタンプ印は不可
<input type="checkbox"/>	葬儀を行った方(喪主)を確認できるもの ※会葬礼状、葬儀の領収書、火葬許可証等
<input type="checkbox"/>	委任状 ※相続人以外の方が来庁される場合には別紙委任状を記入してお持ちください。

記入される前にお読みください。

【死亡に関する手続き用】

※必ず委任者が全ての項目を自書し、原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

※委任状の作成日より、3カ月以内に申請してください

委任状

(宛先)真岡市長

令和 年 月 日作成

委任者(頼む方)

住所

氏名

(生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日)

連絡先電話番号

(亡くなられた方のお名前)

_____の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任
します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)

住所

氏名

(生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日)

委任事項(委任する事項に✓を付してください。)

- 未支給年金又は遺族年金等の請求及び相続手続きに必要な戸籍(除籍)、
改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- 国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険、障がい福祉、市税(市県民
税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)、料金及び使用料等(上下水道
料、保育料、墓地管理手数料、住宅使用料等)に関する届
- その他、下に記載する権限

※印鑑登録証明書の発行には、印鑑登録カードが必要です。

市役所での「おくやみ後の手続き」を行う方

おくやみ後の手続きは、主に相続人のいずれかの方に、相続人の代表として手続きを行っていただきます。相続人となる人が直接来庁してください。相続人が来庁できない場合は委任状が必要となります。

相続人になる人の順番

配偶者・子がいる場合……………第1順位【配偶者と子】



子・孫がいない場合……………第2順位【配偶者と本人の父母】



本人の父母がいない場合……………第3順位【配偶者と本人の兄弟姉妹】

